

山形県知事選挙及び山形県議会議員補欠選挙啓発事業  
「テレビスポット」・「ラジオスポット」等制作委託等業務

よくある質問

山形県みらい企画創造部市町村課（山形県選挙管理委員会）

質問事項	回答
<p>&lt;選挙期日&gt; ・選挙期日はいつか。</p>	<p>・令和7年1月26日（日）の予定。</p>
<p>&lt;選考基準&gt; ・各種啓発グッズの作成数は規定を満たしていればよいのか。 ・見積金額は選考基準に含まれるか。</p>	<p>・各種啓発グッズは実施要領2（2）③の作成数のとおり納品することが最低条件となる。 ・実施要領6の審査方法等により、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを選定することとなるため、総合評価の中で考慮される。</p>
<p>&lt;業務内容&gt; ・経費に含まれるのはどのような経費か。</p>	<p>・実施要領2のとおり。 ・なお、山形県選挙管理委員会事務局及び各市町村選挙管理委員会事務局において、放送素材及び各種啓発グッズ用素材（電子データ）をインターネット等に掲出又は啓発物品等として掲出することを了承してもらうことについて、出演者等との契約に盛り込むこと。</p>
<p>&lt;企画コンペ審査会配布資料&gt; ・企画コンペ審査会で配布する素材作成計画書（A4片面1枚、両面7枚（14ページ）以内）にはどのような内容を記載したらよいか。</p>	<p>・<u>実施要領4（1）の内容を網羅しているもの。</u>審査員が企画内容を理解しやすい資料という視点で作成いただきたい。なお、両面7枚以内がワンセットで完結するものであるか、アピールポイントが1枚ずつ完結するもの（例：絵コンテ1枚、説明1枚）であるかどうかなどは、各事業者で工夫していただいて差し支えないが、<u>片面1枚が表紙となり、それ以降の両面の内容7枚以内分が審査員に提出されるため、表紙以降の内容は事業者が特定できないよう作成いただきたい。</u> ・なお、事業者名、所在地、設立年、資本金、従業員数、放送回数、見積額、実績情報については、審査会当日の配付資料として、別途当方で一覧表を作成し配付する予定。</p>
<p>&lt;企画コンペ審査会&gt; ・企画に係るプレゼンテーションはいつ行うのか。 ・プレゼンテーション用の追加資料の提出は可能か。</p>	<p>・実施要領9に記載のとおり、令和6年11月22日（金）の予定。 ・審査会の詳細は、実施要領6（1）に記載のとおり、別途提案者に通知する。 ・プレゼンテーション用の追加資料の提出は認めない。提出済みの素材作成計画書をもとに、説明すること。</p>

質問事項	回答
<p>&lt;物品&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成品の納品ではなく、あくまでも「素材（デザイン・データ）」なのか。</li> <li>・啓発カセットテープ及び啓発グッズに関しては、仕分け・発送業務も含まれるか。発送等が必要な場合の送り先はどこになるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領2（2）③に記載したそれぞれの作成数を完成品で納品（発送）する。</li> <li>・啓発カセットテープは実施要領2（2）②のとおり、【県内34箇所個別発送】となる。（発送先は別途連絡）</li> <li>・啓発グッズは実施要領2（2）③で【県内約〇箇所個別発送】となっているものについては同様の対応となる。（発送先は別途連絡）</li> </ul>
<p>&lt;広報車用啓発カセットテープ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30分のカセットテープを両面ダビング（A面15分、B面15分）するのでよいか、それともエンドレステープの事を指しているのか。</li> <li>・また、60本に関するカセットテープとCDの内訳はどうなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領2（2）②に記載のとおり、30分のカセットテープを両面ダビングで納品する（エンドレステープではない）。</li> <li>・60本の内訳は、カセットテープ24本、CD36枚。</li> </ul>
<p>&lt;提出書類について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出部数は（何部か）？</li> <li>・素材作成計画書とあるが、企画書ということか？それとも、あくまで素材作成に関する計画のみということか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領4（1）に記載してある書類全てを提出期限まで、紙ベースで1部提出すること。</li> </ul> <p>《提出書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★参加申込書</li> <li>★参加資格確認書</li> <li>★素材作成計画書（A4用紙片面1枚、両面7枚（14ページ）以内）</li> <li>★見積書（経費内訳書）</li> </ul> <p>※素材作成計画書については、併せて、電子データでも提出いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送素材に関する計画は勿論のこと、本件委託業務全般についての企画内容を網羅して記載すること。なお、記載内容は実施要領4（1）を網羅したものであること。</li> </ul>
<p>&lt;素材作成計画書&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書内に各種啓発グッズ及び新聞広告のビジュアルを盛り込まなくてもいいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領4（1）⑤のとおり、作成イメージを記載すること。</li> </ul>
<p>&lt;素材等の内容（看板）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板に係る足場の基礎工事は必要か。設置方法に指定はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置方法（芝生に設置）に指定はないが、原状回復が可能な方法により施工すること。</li> </ul>